

生涯学習サークルの団体登録要領（注意事項・チェックリストなど）

1. 生涯学習サークルとは

湖南省の公の施設（「2. 公の施設とは」参照）を利用し、地域住民自らが行う文化芸術活動、健康増進又は地域のまちづくりにつながる学習及び活動を生涯にわたり行うサークル及び団体。

2. 公の施設とは

まちづくりセンター	コミュニティセンター
<ul style="list-style-type: none">・ 柑子袋まちづくりセンター・ 石部まちづくりセンター・ 石部南まちづくりセンター・ 岩根まちづくりセンター・ 菩提寺まちづくりセンター・ 下田まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none">・ 三雲コミュニティセンター・ 石部コミュニティセンター・ 菩提寺コミュニティセンター・ 水戸コミュニティセンター
市民学習交流センター	
<ul style="list-style-type: none">・ 市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）	

3. 登録の要件

次の（1）～（8）をすべて満たすサークル団体。

- （1）講師等が主導で参加者を募り、公の施設を自らの事業の拠点として活動する団体でないこと。
- （2）サークル団体のメンバーは5名以上で、そのうち3分の2以上が湖南省在住者、在勤者又は在学者であること。
- （3）サークル団体の代表者は湖南省在住者、在勤者又は在学者で、講師を兼ねていないこと。
- （4）講師謝礼を支払う場合は、1時間当たり3,200円以下であること。
- （5）サークル団体の活動が営利目的の活動又は政治的若しくは宗教的活動でないこと。
- （6）公の施設で年6回以上活動する団体であること。
- （7）サークル団体の活動についての情報を広く市民に公開し、常に会員の入退会が可能であること。
- （8）活動する公の施設の円滑な運営に協力し、当該施設が実施する事業又はイベント等に積極的に参加すること。

4. 生涯学習サークルに登録すると…

生涯学習サークルに登録した場合、市にサークルを探しておられる方から問い合わせがあったときに紹介させていただきますのでメンバーの募集につながります。また、「まちづくりセンター」、「コミュニティセンター」、「市民学習交流センター」で活動する場合、生涯学習サークルの登録に加えて、公共施設使用料減免団体登録申請をすることで使用料の50%が減免されます（月4回まで）。

5. 申請方法

申請書類一式（2ページの「7. 申請書類」）を生涯学習課（湖南省西庁舎2階）、もしくは普段活動されている公の施設へ提出してください。申請→受付→審査→決定に3週間程度を要します（申請書類に不備があれば、さらに期間を要します）。また、申請は、「生涯学習サークル」、「公共施設使用料減免団体」とともに毎年度更新が必要です。

6. 生涯学習サークル及び減免の対象チェックシート

公の施設（1ページの「2. 公の施設とは」）で活動する団体ですか。

→いいえ

※この場合、生涯学習サークルの登録はできません。

↓はい

生涯学習サークルの登録要件（1ページの「3. 登録要件」）を満たしていますか。

→いいえ

※この場合、生涯学習サークルの登録はできません。

↓はい

生涯学習サークルの登録ができます。あわせて、公共施設使用料減免団体登録申請をすることで「まちづくりセンター」、「コミュニティセンター」、「市民学習交流センター」の使用料の50%が減免されます（月4回まで）。

7. 申請書類（「対象」の欄に○が付いている書類を提出してください。）

提出するもの	記入例ページ (記入例を見て、記入してください。)
<input type="checkbox"/> (1) 湖南省生涯学習サークル団体登録申請書（様式第1号）	3ページ
<input type="checkbox"/> (2) サークル団体活動調書（様式第2号）	4ページ
<input type="checkbox"/> (3) サークル団体会員名簿（様式第3号）	5ページ
<input type="checkbox"/> (4) 減免団体用 湖南省公共施設使用料減免団体登録申込書	6ページ

お問い合わせ先

湖南省教育委員会事務局 生涯学習課

〒520-3195 湖南省石部中央一丁目1番1号

電話：0748-77-6250 FAX：0748-77-6253

メール：syougaku@city.shiga-konan.lg.jp

様式第1号（第4条関係）

湖南省生涯学習サークル団体登録申請書

提出日を記入。

令和〇年 〇月 〇日

湖南省教育委員会 宛

「代表者」は、湖南省在住者、在勤者
又は在学者で、当該サークル団体の
講師を兼ねていないということ。

サークル団体名 **サークル湖南**
代表者
住 所 **湖南省中央一丁目〇番地**
氏 名 **湖南 花子**
連絡先 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**

平日の日中に連絡のつく
電話番号を記入。

年度湖南省生涯学習サークル団体登録について、下記の書類を添付し申請します。

記

最も多く活動を行っている
公の施設(要領1ページ「2.
公の施設とは」)を記入。

主に活動する公の施設名：**柑子袋まちづくりセンター**

添付書類

- (1) サークル団体活動調書（様式第2号）
- (2) サークル団体会員名簿（様式第3号）

サークル団体活動調書

提出日を記入。

〇年 〇月 〇日現在

サークル団体の活動について広く市民に公開すること、問合せがあったときは代表者の連絡先を伝えることに承諾し、次のとおり調書を作成します。

フリガナ	コナン		部門 音楽（演奏）	要領7ページの「①部門表」から該当するものを選んで記入。 該当するものがない場合は空欄にしておいてください。
サークル団体名	サークル 湖南			
設立年月日	令和△年△月△日			
代表者	氏名	湖南 花子		
	住所	〒520-0000 湖南市中央一丁目〇番地		
	電話番号	0000-00-0000	合計人数の3分の2以上であること	5人以上であること
会員数	市内に在住又は 在学・在勤の方(a)	住所・学校・勤務 先とも市外の方 (b)	合計(a)+(b)	※合計人数のうち 3分の2以上が(a) であること
	4名	2名	6名	
会費	徴収 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月額 500 円(会員1人当たり)		
指導講師等	指導者の有無	指導者 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	氏名	〇〇 〇〇	講師は、サークル団体の 代表者でないこと	1時間あたりの講師謝 礼は3,200円以下であ ること
	住所	〇〇市△△ 〇〇番地		
	電話番号	0000-00-0000		
	講師謝礼	1回当たり 計 2,000 円（1時間当たり 1,000円）		
活動日	期間	月（ 4 ）回 [第①・②・③・④・5]（ 水 ）曜日・不定期		
	時間	13時 00分～ 15時 00分		
	場所	主に活動する施設： 柑子袋まちづくりセンター 部屋名： 〇〇室		
活動内容	リコーダー演奏			
	湖南省生涯学習サークル団体登録申請書の「主に活動する公の施設名」と一致していること サークル団体の活動が営利目的の活動又は政治的若しくは宗教的活動でないこと			

※ [] 内の箇所は、いずれかを○で囲んでください。

様式第3号

この名簿に記入した内容は、サークル団体活動調書の「会員数」の内容と一致すること。

サークル団体会員名簿

提出日を記入

令和 ○年 ○月 ○日現在

サークル 湖南

No.	氏名 (フリガナ)		生年月日 (西暦)	※会社名又は学校名	在住・在勤・在学 チェック
	自宅住所		※電話番号	所在地	
1	代表者	湖南 花子	年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 湖南省在住者、在勤者又は 在学者の場合は、この 欄に<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。 </div>	<input checked="" type="checkbox"/>
	湖南省中央一丁目○番地		()		
2	○○ ○○		年 月 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市外在住者で湖南省在勤者 又はは在学者の場合は、 この欄を必ず記入してく ださい。 </div>	<input checked="" type="checkbox"/>
	湖南省□□ ○○番地		()		
3	○○ ○○		年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/>
	湖南省□□ ○○番地		()		
4	○○ ○○		年 月 日	株式会社 こなん	<input checked="" type="checkbox"/>
	甲賀市□□ ○○番地		()	湖南省□□ ○○番地	
5	○○ ○○		年 月 日		<input type="checkbox"/>
	甲賀市□□ ○○番地		()		
6	○○ ○○		年 月 日		<input type="checkbox"/>
	野洲市□□ ○○番地		()		
7			年 月 日		<input type="checkbox"/>
			()		
8			年 月 日		<input type="checkbox"/>
			()		
9			年 月 日		<input type="checkbox"/>
			()		
10			年 月 日		<input type="checkbox"/>
			()		

- ※ 会社名又は学校名の欄は、市内在勤又はは在学として登録する場合に記入してください。
- ※ 代表者以外は自宅住所またはは在学・在勤の所在地のどちらか一方のみの記入で構いません
- ※ 電話番号は代表者以外は任意です。日中に連絡の取れる番号を記入ください。
- ※ この名簿はサークル団体登録における確認のためであり、目的外には使用しません。

減免団体用

わからなければ空欄にしておいて

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

要領8～9ページの規約を読んで、
✓を記入。

提出日を記入。

湖南省公共施設使用料減免団体登録申込書（継続）

フリガナ		ごなん		利用規約に同意しますか		<input checked="" type="checkbox"/> はい	
団体名		サークル 湖南		ID番号	000000		会員数 市内会員 ※法人は不要
						6人 4人	
代表者	フリガナ	姓	名		生年月日（西暦）		
	氏名	コナン	ハナコ		○年 ○月 ○日		
	所属	湖南	花子		○年 ○月 ○日		
代表者（法人にあっては法人の住所等）	住所	郵便番号 〒520-0000	滋賀		県・都・道・府		
		湖南	市・区・町・村	中央一丁目○番地			
		建物名称（マンション・アパート・部屋番号）					
	電話番号	0000 (00) 0000		緊急連絡先 FAX番号	0000 (00) 0000 0000 (00) 0000		
メールアドレス	0000@△△△.□□.▽▽		メール送信指定	<input type="checkbox"/> 送信しない <input checked="" type="checkbox"/> 送信する			
所在地	※市内在勤又は在学の場合にご記入ください。						
所在地	この欄は代表者が市外在住で、市内在勤又は在学のときに記入。						
申請者	氏名	姓	名		電話番号		
	フリガナ	ショウガイ	タロウ		0000 (00) 0000		
	生涯	太郎					
使用希望施設	最も利用する施設	柑子袋まちづくりセンター					
		<input checked="" type="checkbox"/> 柑子袋まちづくりセンター <input type="checkbox"/> 石部まちづくりセンター <input type="checkbox"/> 石部南まちづくりセンター <input type="checkbox"/> 岩根まちづくりセンター <input type="checkbox"/> 菩提寺まちづくりセンター <input type="checkbox"/> 下田まちづくりセンター <input checked="" type="checkbox"/> 三雲コミュニティセンター <input type="checkbox"/> 石部コミュニティセンター <input type="checkbox"/> 菩提寺コミュニティセンター <input type="checkbox"/> 水戸コミュニティセンター <input type="checkbox"/> 市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）					
使用目的	湖南省生涯学習サークルとしての活動のため						
減免を受けようとする理由	「湖南省生涯学習サークル団体登録に関する要綱」第1条に掲げる趣旨に沿った活動を行う団体であるため						

サークル団体活動調書の会員数と一致。

生年月日を和暦、西暦どちらでも可。

予約後の確認メールが必要な場合は「送信する」に✓し、左欄のメールアドレスを記入。確認メール不要の場合は「送信しない」に✓。

「湖南省生涯学習サークル団体登録申請書」の「主に活動する公の施設名」と一致。

代表者＝申請者の場合は、この欄は「同上」で可。

使用を希望する施設すべてに✓。

<留意事項>

- 1 公共施設予約システム利用規約への同意が必要です。
- 2 本システムの利用に際しては、団体（または個人）毎に登録が必要となります。利用される施設毎に登録いただく必要はありません。

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請内容	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 再発行（旧番号）		
地域区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	<input type="checkbox"/> 減免団体	担当課
利用者区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 市付属・公的 <input type="checkbox"/> 区・まち <input type="checkbox"/> 国・県他 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 生涯		
加算	<input type="checkbox"/> 市外(10割) <input type="checkbox"/> 市外(20割)		
受付日	年 月 日（担当）		
発行日	年 月 日		
発行	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 所管課 <input type="checkbox"/> 団体所管課		
利用者ID			

(参考資料)

①部門表

学習・文化	舞踏・体操・レクリエーション
<ul style="list-style-type: none">・ 文学（日本文学）・ 文学（詩歌）・ 文学（その他）・ 語学（日本語）・ 語学（英語）・ 語学（中国語）・ 語学（韓国語）・ 語学（その他）・ 美術・手芸（絵画）・ 美術・手芸（写真）・ 美術・手芸（陶芸）・ 美術・手芸（絵手紙）・ 美術・手芸（手芸）・ 美術・手芸（その他）・ 茶道・ 華道・ 書道・ 詩吟・ 音楽（演奏）・ 音楽（合唱）・ 音楽（その他）・ カラオケ・ 囲碁将棋・ 麻雀・ 社会活動（地域活動）・ 社会活動（子育て）・ 社会活動（手話）・ 社会活動（その他）・ パソコン	<ul style="list-style-type: none">・ 舞踏（日本舞踊）・ 舞踏（盆踊り）・ 舞踏（その他）・ 運動体操（エアロビクス）・ 運動体操（リズム体操）・ 運動体操（その他）・ ダンス（タップダンス）・ ダンス（フォークダンス）・ ダンス（ヒップホップダンス）・ ダンス（フラダンス）・ ダンス（その他）・ 太極拳・ 空手・ ヨガ・ 卓球・ 料理

②施設予約システム利用規約

第1条 (目的)

この規約は、湖南省公共施設予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、湖南省及び指定管理者（以下「市等」といいます。）が管理する公共施設の使用申込み等をする際に必要となる利用登録の手続き等について、必要な事項を定めるものです。

第2条 (利用規約の同意)

1. 本システムを利用して公共施設の使用申込み等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市等は本システムによるサービスを提供します。
2. 本システムの利用登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムを利用していただくことができません。

第3条 (利用登録の対象者)

1. 本システムの利用登録をすることができるものは、団体又は個人とします。
2. 個人の利用登録は、公共施設で定める基準によるものとします。詳しくは、利用登録を希望する公共施設にお問合せください。
3. 団体及び個人は、公共施設の管理に関する条例及び規則等の規定に反する目的で公共施設を使用しようとする場合は、本システムの利用登録はできません。

第4条 (利用登録の申込み)

本システムの利用を希望する団体又は個人は、使用する公共施設の窓口、団体の代表者若しくはその代理人又は本人が来館の上、湖南省公共施設予約システム利用登録申込書（新規）（以下「申込書」といいます。）を提出するものとします。

第5条 (利用登録)

1. 市等は、公共施設の窓口において、前条の規定により提出があったときは、申請者が本人であること（団体による利用者登録の申請については、代表者等が本人であること）を次の各号のいずれかの方法で確認するものとします。
2.
 - (1) 運転免許証
 - (2) 健康保険証
 - (3) マイナンバーカード
 - (4) パスポート
 - (5) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書
3. 団体による利用者登録の申請については、代表者等が団体の構成員であることを証明する書類や、団体の構成員名簿の提出を求めることがあります。
4. 窓口において申込書の内容を確認し、利用者（本システムのサービスを受ける団体又は個人をいいます。以下同じ。）として承認する場合は、申込者の内容並びに利用者番号及びパスワード（利用者が任意に定める半角英数字混在8文字以上12文字以内のもの）をシステムに登録するとともに、申込書の写し並びに利用者番号及びパスワードを利用者に通知するものとします。

第6条 (利用者番号及びパスワードの管理)

1. 利用者は、本システムの利用にあたっては、利用者番号及びパスワードを本システムに入力することにより、使用申込み等の手続き等（以下「使用申込手続き等」といいます。）を行うことができます。
2. 本システムを利用するための利用者番号及びパスワードは大切なものです。利用者は、次の事項に注意して、利用者の責任において厳重に管理してください。
3.
 - (1) 利用者番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
 - (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
 - (3) 他人からのパスワードの照会に応じないようにしてください。市等からパスワードを電話等でお問合せすることはありません。
 - (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに、第5条の規定による利用登録を最初に行った公共施設に連絡し、その指示に従ってください。
4. 市等は、これら厳重に管理された利用者番号及びパスワードにより行われた使用申込手続き等については、本人により行われたものとみなします。

第7条 (利用登録の変更又は廃止)

1. 利用者は、利用登録の内容に変更が生じた場合又は利用登録を廃止する場合は、速やかに、利用登録申込みを行った公共施設の窓口へ届け出るものとします。
2. 利用者は、前項の利用登録の変更又は廃止を行う場合は、湖南省公共施設予約システム利用登録申込書（変更・廃止）を提出するものとします。

第8条 (利用登録の有効期間)

1. 利用登録の申込みがされ、市等が利用者と認めた日を登録日とします。
2. 利用登録の有効期間はシステム稼働終了時までとします。ただし、登録日から、5年間、一度も公共施設の使用がなかった場合又は使用する公共施設に別の定めがある場合は、利用登録を抹消する場合があります。

第9条（利用登録の抹消等）

1. 市等は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用登録を抹消又は停止することができるものとします。
 - (1) 虚偽の申込みをした場合
 - (2) 利用者が登録廃止の申込みをした場合
 - (3) 公共施設の管理に関する条例若しくは規則又はこの規約に違反した場合
 - (4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
 - (5) 本システムを使用申込手続き等以外の目的で利用した場合
 - (6) 本システムに対し、不正アクセス又はコンピュータウイルスに感染したファイルを送付した場合
 - (7) 予約の頻繁な取消しやキャンセルなど、本システムの管理及び運営を故意に妨害した場合
 - (8) その他利用者として不適当と認めた場合

第10条（公共施設の使用方法）

1. 本システムにより使用申込み手続き等を行う際の公共施設の具体的な使用方法は、市等が別に定めるものとします。
2. 本システム内に表示される「仮押さえ」は使用申込み手続きの仮申込みを意味します。当該施設において仮申し込みの内容について審査を受ける必要があります。
3. 本システム内に表示される「仮予約」は仮申込み後の審査が完了し、当該施設において支払い金額が算出され、支払い処理が可能となった状態を意味します。
4. 本システム内に表示される「許可済」は仮予約後の支払い手続きが完了し、当該施設において使用許可を得た状態を意味します。
5. 本システムにより「仮押さえ」及び「仮予約」の状態にあるもののうち、市等が定める期間内に手続きをしない場合は、予約は自動的に取り消されます。
6. 不適切なシステムの利用があった場合は、期限を定めてシステムの利用を停止する等利用の制限を行うことがあります。
7. 災害の発生、公務による施設の利用等やむを得ない場合、インターネット予約を取り消すことがあります。

第11条（利用時間）

1. 本システムの利用時間は、24時間365日とします。
2. 前項の規定に関わらず、緊急の保守又は点検を行う場合は、本システムの一部又は全部を停止する場合があります。運用の停止を行う場合は、本システム上で事前にお知らせしますが、市等が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

第12条（免責事項）

1. 市等は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。
2. 市等は、本システムの運用の停止、中止又は中断等により利用者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

第13条（個人情報の保護）

1. 利用者の申込みに基づく個人情報について、市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。
2. 市等は、利用者の申込みに基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じたうえで、本システムの運用に必要な範囲に限り、各公共施設での共通情報として各施設の管理者が利用する場合があります。

第14条（登録情報の字体）

提出された申込書の記入字体について、本システムでの取扱いが困難である場合は、本システムで表示される字体は標準文字になります。

第15条（準拠法及び管轄）

この規約は日本国法に準拠するものとします。また、本システムの利用又はこの規約に関して利用者と市等の間を生ずるすべての紛争については、市等の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第16条（利用規約の変更）

1. 市等は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更できるものとします。
2. 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

第17条（システムの終了）

システムの稼働終了時においては、登録者が届け出た情報及び登録者番号、パスワード等は全て抹消します。ただし、本システムにかわるシステムのために登録情報を利用することを妨げません。

附則

この規約は、令和5年3月15日から実施します。